

微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書 (脱塩素化分解・洗浄法) 等の公布について



ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)の使用製品を所有する事業者は、確実に、その PCB 使用製品を廃棄し、又はその PCB 使用製品から PCB を除去するよう努めなければならないこととされています。

PCB 使用製品から PCB を除去する方法は、PCB 使用製品から PCB を除去する方法として環境大臣が定める方法(平成 28 年環境省告示第 73 号、以下「告示」)において定められているところ、2024 年 4 月 19 日に告示を改正し、PCB の分解・洗浄方法として脱塩素化分解・洗浄法(CDP 洗浄法)を新たに追加しました。

2024 年 8 月 30 日に経済産業省において、「PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領」の改正が公布されたことから、併せて「微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法)」(以下「手順書」。)を公布しました。

本手順書に基づき適正に洗浄等が完了したと認められる機器については、所定の手続を経た上で、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に規定する PCB 含有電気工作物並びに PCB 特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する PCB 廃棄物等に該当しないものとして取り扱うことを予定しています。

また、本手順書制定に併せて「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」(令和 2 年 12 月 24 日改正)の名称を「微量 PCB 含有電気機器課電洗浄実施手順書(課電自然循環洗浄法)」に変更等を行いました。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024 年 8 月 30 日付 環境省報道発表資料](#)

